

たかおかSDGsパートナー制度要綱

(設置目的)

第1条 高岡の持続可能なまちの実現に向けた、企業・団体・大学等(以下「企業等」という。)の「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成への取り組みを見える化し、SDGsの普及啓発を図るとともに、企業等が目指すゴールの達成や高岡の地域課題の解決に向けて連携することにより、高岡での自律的好循環を構築することを目的として、「たかおかSDGsパートナー制度」(以下「パートナー制度」という。)を運用する。

(活動内容)

第2条 パートナー制度は、前条の目的を達成するため、SDGsの推進に関する次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) SDGsの情報発信及び情報共有に関すること。
- (2) パートナー制度会員間の情報・意見交換の場づくりに関すること。
- (3) SDGsの普及啓発に関すること。
- (4) SDGs達成に向けた取り組みを進める会員のサポートに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パートナー制度の目的の達成に必要な活動に関すること。

(運営及び管理)

第3条 パートナー制度の運営及び管理は、高岡市・高岡商工会議所・東京海上日動火災保険(株)(以下「事務局」という。)が行うものとする。

2 前条に掲げる会員へのサポート及びパートナー制度における普及啓発などを推進する体制を、別表のとおり定めることとする。

(会員の対象)

第4条 パートナー制度会員の対象は、SDGsを通じて高岡の地域課題解決に向けた取り組みや活動を実施している(または予定がある)企業等とする。

(入会金及び年会費)

第5条 パートナー制度の入会金及び年会費は無料とする。

(会員の登録基準)

第6条 登録は、SDGsの達成に向け取り組んでいる、又は取り組みを始める予定の企業等のうち、次の各号のいずれにも該当するものについて行う。

- (1) 高岡の地域課題解決に向けた取り組み・活動内容について示していること。
- (2) 前号の取り組み・活動内容とSDGsの17のゴール及び169のターゲットとの関係が明確であること。
- (3) 法令に違反していないこと。
- (4) 反社会的勢力でなく、かつ反社会的勢力との関わりがないこと。

(会員の登録方法)

第7条 登録申請しようとする企業等は、次に掲げる書類を事務局に提出するものとする。

- (1) たかおかSDGsパートナー制度登録申請ワークシート(様式第1号)
- (2) たかおかSDGsパートナー制度会員登録申請書(様式第2号)
- (3) その他事務局が必要と認める書類

(会員の登録)

第8条 事務局は、提出された前条に規定する書類を確認し、第6条の登録基準に適合すると認められるときは、パートナー制度の会員として登録する。

2 事務局は、会員に対し、会員のウェブサイト等において、活動内容の公表を促すとともに、SDGsの達成に向けて積極的に取り組む企業等として、市が運営するパートナー制度に関するウェブサイト等で対外的に広報する。

(会員の有効期間)

第9条 会員の有効期間は、登録日以後に最初に到来する3月31日までとする。ただし、会員の有効期間満了の日の2週間前までに会員からの登録取消しの申し出がないときは、有効期間が1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(登録情報の変更)

第10条 会員は、登録情報に変更が生じた場合には、速やかに事務局に報告しなければならない。

(登録の取消し)

第11条 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録したことが判明したとき。
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生したとき。
- (3) SDGsを通じて高岡の地域課題解決に向けた取り組みや活動について実態がないことが判明したとき。
- (4) 会員から登録取消しの申し出があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会員として適当でないと認めるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パートナー制度の運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。